四半期報告書

(第4期第1四半期)

J. フロント リテイリング株式会社

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	,
3 【関係会社の状況】3	,
4 【従業員の状況】	;
第2 【事業の状況】4	£
1 【生産、受注及び販売の状況】4	c
2 【事業等のリスク】4	
3 【経営上の重要な契約等】	;
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	j
第3 【設備の状況】	
第4 【提出会社の状況】8	;
1 【株式等の状況】8	;
2 【株価の推移】22	2
3 【役員の状況】22	2
第5 【経理の状況】23	3
1 【四半期連結財務諸表】24	1
2 【その他】36	3
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】37	7

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年7月13日

【四半期会計期間】 第4期第1四半期(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

【会社名】 J. フロント リテイリング株式会社

【英訳名】 J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥 田 務

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小 澤 雅

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03(6895)0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小 澤 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期
会計期間		自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日	自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日
売上高	(百万円)	234, 701	226, 954	982, 533
経常利益	(百万円)	3, 150	3, 633	19, 966
四半期(当期)純利益	(百万円)	1, 742	1, 877	8, 167
純資産額	(百万円)	316, 739	321, 899	323, 506
総資産額	(百万円)	793, 985	778, 207	804, 534
1株当たり純資産額	(円)	583. 05	591. 53	594. 89
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	3. 30	3. 55	15. 45
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	3. 29	3. 55	15. 45
自己資本比率	(%)	38. 8	40. 2	39. 1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1, 355	△2, 021	22, 996
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△20, 171	△1, 404	△40, 879
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8, 786	△22, 442	29, 212
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	22, 200	17, 652	43, 515
従業員数	(名)	8, 972	8, 251	8, 393

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載 しておりません。

² 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、百貨店事業において、平成22年3月1日付で㈱松坂屋が㈱大丸を吸収合併し、社名を㈱大丸松坂屋百貨店に変更いたしました。また、同日付で、建装事業子会社の㈱J.フロント建装が㈱DHJを吸収合併いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、平成22年3月1日付で㈱松坂屋が㈱大丸を吸収合併し、社名を ㈱大丸松坂屋百貨店に変更いたしました。また、同日付で、㈱J.フロント建装が㈱DHJを吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年5月31日現在

	1 /9 - 1 - 2 4 1 - 2 1
従業員数(名)	8, 251 (6, 582)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

	MX22 0 /101 0 /101
従業員数(名)	82 (3)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
 - 3 従業員数が当第1四半期会計期間において前事業年度末に比べ775名減少しております。これは主に、当 社の百貨店事業部門を連結子会社である㈱大丸松坂屋百貨店に移管したことによります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	151	329. 4
合計	151	329. 4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)
その他事業	2, 931	75. 0
合計	2, 931	75. 0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	177, 134	98. 3
スーパーマーケット業	30, 086	96. 8
卸売業	12, 105	76. 6
その他事業	20, 189	112. 1
計	239, 514	97. 7
消去	△12, 560	121. 5
合計	226, 954	96. 7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日~平成22年5月31日)の日本経済は、企業収益が改善するなど、景気に持ち直しの動きが見られるものの、雇用・所得環境は依然として厳しく、また海外景気の下振れ懸念もあり、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

百貨店業界では、企業業績の改善や株価上昇を背景に、高額品などの一部で動きが見られたものの、依然として厳しい業種・業態間競争や節約志向の高まりに加えて、春先の天候不順などにより衣料品の不振が続き、売上高は前年実績を下回る状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、本年3月に百貨店事業の大丸と松坂屋を合併し、株式会社大 丸松坂屋百貨店として新たな体制を始動させました。これにより完成したグループとしての1業種1社体 制のもと、各社の役割を明確にし、新百貨店モデルの早期確立を通じた百貨店事業の再生と、持続的成長 実現に向けたグループ事業構造への変革に取り組んでまいりました。

主力の百貨店事業におきましては、課題である新百貨店モデル構築に向け、新しい売場づくりに重点的に取り組みました。本年4月には大丸京都店において、ファッションフロアを中心にリニューアルオープンし、「うふふガールズ」をはじめ昨秋オープンの大丸心斎橋店「北館」における新しい売場づくりを拡大展開いたしました。また、松坂屋銀座店においても、ファストファッションブランド「フォーエバー21」を導入するなど、地域毎のマーケットニーズに対応した魅力ある店づくりと顧客層の拡大に各店舗で取り組んでまいりました。

あわせて、少人数での店舗運営体制の確立など、生産性向上に向けた組織・要員構造の改革に取り組んだ結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高は前年同四半期連結会計期間と比べて3.3%減の2,269億54百万円となりましたが、営業利益は7.6%増の30億74百万円、経常利益は15.3%増の36億33百万円、四半期純利益は7.7%増の18億77百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①百貨店業

売上高は前年同四半期と比べ1.7%減の1,771億34百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は16.4%増の27億81百万円となりました。

②スーパーマーケット業

同業他社との競争激化等により、売上高は前年同四半期と比べ3.2%減の300億86百万円となりましたが、販売費及び一般管理費の削減に取り組み、営業利益は33.3%増の3億円となりました。

③ 卸売業

新たな販路開拓や新規商材の開発に努めましたが、市場環境悪化の影響を受け、売上高は前年同四半期と比べ23.4%減の121億5百万円、営業利益は33.0%減の3億96百万円となりました。

④その他事業

クレジット事業がカード会員数の増加により業績に大きく寄与したほか、建装事業の増収もあり、売上高は前年同四半期と比べ12.1%増の201億89百万円、営業利益は75.5%増の7億25百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ263億27百万円減少し、7,782億7百万円となりました。これは借入金の返済により現金及び預金が減少したことなどによるものです。負債は、前連結会計年度末に比べ247億20百万円減少し、4,563億8百万円となりました。これは主に借入金が減少したことによるものです。純資産は、期末配当の支払いにより前連結会計年度末に比べ16億7百万円減少し、3,218億99百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローについては、営業活動によるキャッシュ・フローは主にたな卸資産の増加18億40百万円により20億21百万円の支出となり、前第1四半期連結会計期間に比べ33億76百万円減少しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、大丸京都店などの売場改装に伴う固定資産の取得による支出が43億10百万円ある一方、固定資産の売却による収入24億43百万円などにより14億4百万円の支出となり、前第1四半期連結会計期間に比べ187億67百万円支出が減少しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済により224億42百万円の支出となり、前第1四半期連結会計期間に比べ312億28百万円支出が増加しております。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ 258億63百万円減少の176億52百万円、有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ187億 12百万円減少の1,072億25百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及 び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2, 000, 000, 000
計	2, 000, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	536, 238, 328	536, 238, 328	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	536, 238, 328	536, 238, 328	_	_

⁽注)提出日現在の発行数には、平成22年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

① 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸が平成13年改正旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成14年5月23日)		
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)	
新株予約権の数(個)	75(注1)	
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_	
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	105, 000	
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 404	
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年5月23日まで	
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 404 当社普通株式 1 株資本組入額 202	
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込価額 時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通 株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を 「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項
 - 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会	の特別決議日(平成15年5月22日)
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	70,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 317
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成25年5月22日まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 317 当社普通株式 1 株の資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項
 - 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成16年5月27日)		
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)	
新株予約権の数(個)	220(注	1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_	
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	308, 000	
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 699	
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成26年5月27日まで	
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 699 当社普通株式 1 株の資本組入額 350	
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時にいても、当社または当社の子会社の取締役、監査役執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」記載するものとする。	設。 か か が も か も も も も も も も も も も も も も
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項
 - 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株主総会の特別決議日(平成17年5月26日)			
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数(個)	240 (注1)		
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	336, 000		
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 691		
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成27年5月26日まで		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 691 当社普通株式 1 株の資本組入額 345		
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。		
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,400株である。
 - 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
 - 3 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。
 - ① 株式数の調整

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

② 行使価額の調整

当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+-

時価

調整後行使価額=調整前行使価額×-

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編成対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は再編成対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 再編成対象会社新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3の①に準じて決定する。
- (4) 再編成対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 再編成対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- (6) 再編成対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に 関する事項
 - 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編成対象会社新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (8) その他の再編成対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

② 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条、第239条、第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成18年5月25日)				
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	第1四半期会計期間末現在(平成22年5月31日)			
新株予約権の数(個)		47 (注1)		
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_			
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	2	17, 000		
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)(注2)			
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成38年7月14日まで			
新株予約権の行使により	当社普通株式1株の発行価格	1		
株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式1株の資本組入額	(注3)		
新株予約権の行使の条件	(注4)			
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を	と要する。		
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)			

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本均等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行 役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
 - (2) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。

- (4) 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前 の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約

場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とい 権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成 対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交 換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 新株予約権1個につき、(1)記載の再編成対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合 には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 各種新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項 新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権と同じとする。

③ 平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋が会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に代わるものとして交付したものであります。

株主総会の特別決議日(平成18年5月25日)			
	当第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)		
新株予約権の数(個)	300 (注1)		
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	_		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	300,000		
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 794		
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から 平成24年7月14日まで		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 794 当社普通株式 1 株の資本組入額 (注 4)		
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。 2 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	(注5)		
新株予約権の取得条項に 関する事項	_		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の額の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむ を得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に 係る付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により 行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× <u>分割・併合の比率</u>

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換される証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価

額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額

時価

調整後行使価額=調整前行使価額× ---

既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通 株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を 「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅

新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年7月15日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 各種新株予約権の譲渡については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 - 新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年5月31日	_	536, 238		30,000		7, 500

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年6月7日付で関東財務局に提出された大量保有報告書により、共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社によって、平成22年5月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第1四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者及び共同保有者名	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	14, 291	2. 67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	17, 226	3. 21
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2, 591	0.48
三菱UFJモルガン・スタンレ 一証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1, 441	0. 27
計		35, 551	6. 63

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日(平成22年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年2月28日現在

			1 /4/100 10 /1 100 P /UIL
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,397,000	_	_
プロエルない、「田がいさい、「日 ログルさいです)	(相互保有株式) 普通株式 720,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 514, 424, 000	514, 424	_
単元未満株式	普通株式 13,697,328	_	_
発行済株式総数	536, 238, 328	_	
総株主の議決権	_	514, 424	_

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20,000株(議決権20個)含まれております。
 - 2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式58株及び相互保有株式185株がそれぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) J. フロント リテイリング(株)	東京都中央区銀座 六丁目10番1号	7, 397, 000	_	7, 397, 000	1. 37
(相互保有株式) ㈱白青舎	東京都千代田区岩本町 一丁目3番9号	720, 000	_	720,000	0. 13
計	_	8, 117, 000	_	8, 117, 000	1. 51

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年3月	4月	5月
最高(円)	556	607	547
最低(円)	486	536	449

⁽注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円) 前連結会計年度末に係る 当第1四半期連結会計期間末 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日) (平成22年2月28日) 資産の部 流動資産 18, 235 現金及び預金 44, 103 59, 598 受取手形及び売掛金 59, 174 978 有価証券 776 たな卸資産 Ж1 37,026 Ж1 35, 186 繰延税金資産 14,574 13, 295 その他 28, 128 26, 456 貸倒引当金 $\triangle 796$ $\triangle 673$ 178, 744 157, 321 流動資産合計 固定資産 有形固定資産 建物及び構築物 (純額) 138, 286 135, 932 土地 356, 210 358, 177 建設仮勘定 750 2,870 Ж2 2,585 **※**2 2,591 その他 (純額) 497, 833 499, 571 有形固定資產合計 無形固定資産 その他 19,348 18,951 無形固定資産合計 19,348 18,951 投資その他の資産 投資有価証券 28, 261 28, 405 長期貸付金 965 992 敷金及び保証金 50, 326 51, 420 繰延税金資産 7,893 11, 215 その他 19, 113 18,074 貸倒引当金 $\triangle 2,855$ △2,840 107, 267 投資その他の資産合計 103, 705 固定資産合計 620,886 625, 790 資産合計 778, 207 804,534

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	77, 614	76, 955
短期借入金	36, 633	46, 324
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	1, 449	2, 972
前受金	28, 536	27, 610
商品券	32, 663	33, 311
賞与引当金	3, 253	6, 979
役員賞与引当金	_	221
販売促進引当金	343	350
商品券等回収損失引当金	8, 338	8, 413
事業整理損失引当金	1, 549	1, 641
その他	56, 473	53, 328
流動負債合計	251, 855	263, 109
固定負債		
長期借入金	65, 591	74, 612
繰延税金負債	95, 777	98, 331
退職給付引当金	31, 229	32, 002
役員退職慰労引当金	59	58
負ののれん	5, 181	5, 761
その他	6, 612	7, 153
固定負債合計	204, 452	217, 918
負債合計	456, 308	481, 028
純資産の部		
株主資本		
資本金	30, 000	30, 000
資本剰余金	209, 605	209, 636
利益剰余金	79, 761	81, 585
自己株式	△5, 944	△5, 991
株主資本合計	313, 421	315, 231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△648	△676
繰延ヘッジ損益	$\triangle 24$	△60
評価・換算差額等合計	△673	△736
新株予約権	122	124
少数株主持分	9, 028	8, 887
純資産合計	321, 899	323, 506
負債純資産合計	778, 207	804, 534

受取利息	55	65
受取配当金	90	79
債務勘定整理益	717	747
負ののれん償却額	581	579
持分法による投資利益	51	63
その他	242	235
営業外収益合計	1,737	1, 771
営業外費用		
支払利息	363	444
固定資産除却損	63	85
商品券等回収損失引当金繰入額	767	548
その他	248	133
営業外費用合計	1, 443	1, 211
経常利益	3, 150	3, 633
特別利益		
固定資産売却益	_	448
投資有価証券売却益	855	-
その他	75	_
特別利益合計	930	448
特別損失		
固定資産処分損	110	611
投資有価証券評価損	2	387
事業構造改善費用	_	※ ² 489
たな卸資産評価損	665	_
減損損失	44	_
その他	314	19
特別損失合計	1, 136	1, 507
税金等調整前四半期純利益	2, 944	2, 574
法人税、住民税及び事業税	1, 542	1, 143
過年度法人税等	1, 588	_
法人税等調整額	△2, 085	△580
法人税等合計	1,044	563
少数株主利益	157	133
四半期純利益	1,742	1,877

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	王 干规21年3月31日)	五 十級22年 3 月 31 日 /
税金等調整前四半期純利益	2, 944	2, 574
減価償却費	3, 204	3, 461
減損損失	44	_
負ののれん償却額	△581	△579
貸倒引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 44$	138
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4, 379	$\triangle 3,946$
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△159	△772
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△10	△7
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△53	△91
商品券等回収損失引当金の増減額(△は減少)	221	△75
受取利息及び受取配当金	△145	△144
支払利息	363	444
持分法による投資損益(△は益)	△51	△63
固定資産売却損益(△は益)	_	△448
固定資産処分損益(△は益)	110	611
投資有価証券売却損益(△は益)	△855	_
投資有価証券評価損益 (△は益)	2	387
売上債権の増減額(△は増加)	△1,998	424
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1, 346	△1,840
仕入債務の増減額(△は減少)	3, 182	658
未収入金の増減額 (△は増加)	$\triangle 1,376$	△1,683
長期前払費用の増減額(△は増加)	△158	△121
その他	6, 021	2, 254
小清十	4, 934	1, 177
利息及び配当金の受取額	130	113
利息の支払額	△423	△439
法人税等の支払額	△3, 285	$\triangle 2,871$
営業活動によるキャッシュ・フロー	1, 355	△2, 021
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△921	△370
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	6, 137	115
有形及び無形固定資産の取得による支出	△26, 603	△4, 310
有形及び無形固定資産の売却による収入	1	2, 443
短期貸付金の増減額 (△は増加)	24	19
長期貸付けによる支出	△20	△9
長期貸付金の回収による収入	27	44
その他	1, 181	664
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20, 171	△1, 404

		(1 本・日/4 1)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	7, 900	△17, 675
長期借入れによる収入	9,000	_
長期借入金の返済による支出	△1, 216	△1, 037
社債の償還による支出	△5, 000	_
自己株式の取得による支出	△17	△11
配当金の支払額	△1,857	△3, 704
少数株主への配当金の支払額	$\triangle 22$	_
その他	0	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	8, 786	△22, 442
現金及び現金同等物に係る換算差額	△77	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△10, 107	△25, 863
現金及び現金同等物の期首残高	32, 307	43, 515
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 22, 200	* 17,652

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

- 1 連結の範囲に関する事項の変更
 - (1)連結の範囲の変更

平成22年3月1日付で、百貨店事業子会社である㈱松坂屋が㈱大丸を吸収合併し、社名を㈱大丸 松坂屋百貨店に変更しております。また同日付で、建装事業子会社である㈱J. フロント建装が㈱ DHJを吸収合併しております。

(2)変更後の連結子会社の数 21社

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間

(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められたため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度 末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

3 繰延税金資産の回収可能性の判断

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日) 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)			前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
※ 1	たな卸資産		※ 1	たな卸資産	
	商品及び製品	36,369百万円		商品及び製品	34,364百万円
	仕掛品	335百万円		仕掛品	398百万円
	原材料及び貯蔵品	322百万円		原材料及び貯蔵品	423百万円
※ 2	有形固定資産の減価償却累計額	226,618百万円	※ 2	有形固定資産の減価償却累計額	226,768百万円
3	偶発債務		3	偶発債務	
	従業員住宅他融資の保証	63百万円		従業員住宅他融資の保証	68百万円
	㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社) 銀行借入保証及びリース契約6	20百万円 R証		㈱SDS企画(㈱下関大丸の 子会社) 銀行借入保証及びリース契約(20百万円 R証
	計	83百万円		計	89百万円

(四半期連結損益計算書関係)

	前第1四半期連結累計期 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)			当第1四半期連結累計期 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	•
* 1	販売費及び一般管理費の主なもの 販売促進引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 役員報酬及び給料手当	343百万円 37百万円 13,838百万円	※ 1	販売費及び一般管理費の主なもの 貸倒引当金繰入額 役員報酬及び給料手当 賞与引当金繰入額	145百万円 12, 372百万円 3, 214百万円
	賞与引当金繰入額役員退職慰労引当金繰入額	3,505百万円 5百万円		役員退職慰労引当金繰入額	2百万円
			※ 2	事業構造改善費用の主なものは、 屋の合併に伴う不動産所有権移転 ます。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)			当第1四半期連結累計 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月3日	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残借対照表に掲記されている科目の現金及び預金預入期間が3か月超の定期預金現金及び現金同等物の範囲に含めた有価証券現金及び現金同等物		*	現金及び現金同等物の四半期末残借対照表に掲記されている科目の 現金及び預金 預入期間が3か月超の定期預金 現金及び現金同等物の範囲に 含めた有価証券 現金及び現金同等物	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	536, 238, 328

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7, 531, 678

3 新株予約権等に関する事項

会	社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会	社	ストック・オプション としての新株予約権		_	122

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月13日 取締役会	普通株式	3, 701	7. 00	平成22年2月28日	平成22年5月7日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の 効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	178, 923	30, 158	14, 905	10, 714	234, 701	_	234, 701
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1, 237	906	895	7, 294	10, 334	(10, 334)	_
≒	180, 160	31, 064	15, 801	18, 009	245, 036	(10, 334)	234, 701
営業利益	2, 389	225	591	413	3, 619	(763)	2, 855

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンダイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

- 2 各事業区分の主な商品内容
 - (1) 百貨店業……… 衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
 - (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
 - (3) 卸売業……・・食品、化成品・資材等の卸売
 - (4) その他事業……通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具 製造販売業、クレジット業等
- 3 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は百貨店業で26百万円増加し、スーパーマーケット業で45百万円減少し、その他事業で0百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	スーパーマ ーケット業 (百万円)	卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	175, 823	29, 172	11, 204	10, 753	226, 954	_	226, 954
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1, 311	913	900	9, 435	12, 560	(12, 560)	_
[‡]	177, 134	30, 086	12, 105	20, 189	239, 514	(12, 560)	226, 954
営業利益	2, 781	300	396	725	4, 204	(1, 130)	3, 074

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類に基づき小売業、卸売業、その他事業に区分し、更に小売業については、マーチャンダイジング、販売形態等の相違により百貨店業、スーパーマーケット業に区分しました。

- 2 各事業区分の主な商品内容
 - (1) 百貨店業………衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
 - (2) スーパーマーケット業……食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
 - (3) 卸売業……・・・・・・・・・・・食品、化成品・資材等の卸売
 - (4) その他事業……通信販売業、不動産賃貸業・駐車場業及びリース業、建装工事請負業及び家具 製造販売業、クレジット業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日) 当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日) 全セグメント売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略いたしました。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日) 当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日) 海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略いたしました。 (企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

共通支配下の取引等

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要
 - ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - 結合企業

名 称 株式会社松坂屋

事業の内容 百貨店業

• 被結合企業

名 称 株式会社大丸

事業の内容 百貨店業

② 企業結合日

平成22年3月1日

③ 企業結合の法的方式

株式会社松坂屋を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社大丸は平成22年3月1日をもって解 散いたしました。

④ 結合後企業の名称

株式会社大丸松坂屋百貨店

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

これまでの当社、株式会社大丸、株式会社松坂屋の組織・機能を再編成し、シンプルな事業運営体制を構築することで意思決定の迅速化を図るとともに、組織・要員・施設等の集約・スリム化など、一層の生産性の向上と経営の効率化を推進してまいります。

なお、当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはなく、合併による新株発 行及び資本金の増加はありません。

また、存続会社において、本合併の効力発生日をもってその他資本剰余金の資本組入による増資を行い、資本金を100億円といたしました。

2 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成22年5月31日)	(平成22年2月28日)
591. 53円	594. 89円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	321, 899	323, 506
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	9, 150	9, 012
(うち新株予約権)	(122)	(124)
(うち少数株主持分)	(9, 028)	(8, 887)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計 年度末)の純資産額(百万円)	312, 748	314, 494
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	528, 706	528, 656

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	
1株当たり四半期純利益	3.30円	1株当たり四半期純利益	3.55円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3. 29円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3.55円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益(百万円)	1,742	1,877
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,742	1,877
普通株式の期中平均株式数(千株)	528, 719	528, 697
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 四半期純利益調整額(百万円)	_	_
普通株式増加数(千株)	74	116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	_	_

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年4月13日開催の取締役会において、平成22年2月28日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

決議年月日平成22年4月13日配当金の総額3,701百万円1株当たり配当額7.00円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

J. フロント リテイリング株式会社取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二郎 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 安 田 豊 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小 市 裕 之 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小 林 幸 宏 邱 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている J. フロント リテイリング株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1 四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月13日

J. フロント リテイリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 健 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 安 \blacksquare 豊 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 小 林 幸 宏 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている J. フロント リテイリング株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、J. フロント リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成22年7月13日

【会社名】 J. フロント リテイリング株式会社

J. FRONT RETAILING Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田務

【最高財務責任者の役職氏名】 ―

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務は、当社の第4期第1四半期(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。